

2010. 3. 20

# 神奈川の海水浴場禁煙

## 5月にも、罰則はなし

都道府県で初の条例

神奈川県内の海水浴場を原則禁煙とする条例改正が19日、同県議会で全会一致で可決、成立した。3月下旬にも公布され、海水浴シーズン前の5月中にも施行される。

が4月に施行される。

松沢成文知事は条例

県によると、海水浴場で禁煙を定めた条例は、静岡県熱海市や「鳴き砂」で有名な京都市京丹後市、和歌山県白浜町などで施行されているが、都道府県では初めて。

海水浴場やプールの設置基準などを定めた「水浴場条例」の一部を改正し、名称も「海水浴場条例」と変更する。喫煙場所を除いては禁煙と規定。一部県議の反発もあり、罰則

の規定は設けなかった。海の家は対象としていない。ただ、県は3年ごとに内容を見直し、罰則導入の是非を含めて検討するとしている。

は、鎌倉・由比ヶ浜や三浦海岸など27カ所の海水浴場があり、昨年は約420万人でにぎわった。神奈川県では、民間施設も対象にした全国初の受動喫煙防止条例

改正が成立後、報道陣に「禁煙にすることで吸い殻などのごみが減り、歩きタバコによるやけどや、受動喫煙などの被害もなくなる。海水浴場がイメージアップし観光振興にもつながる」と話した。